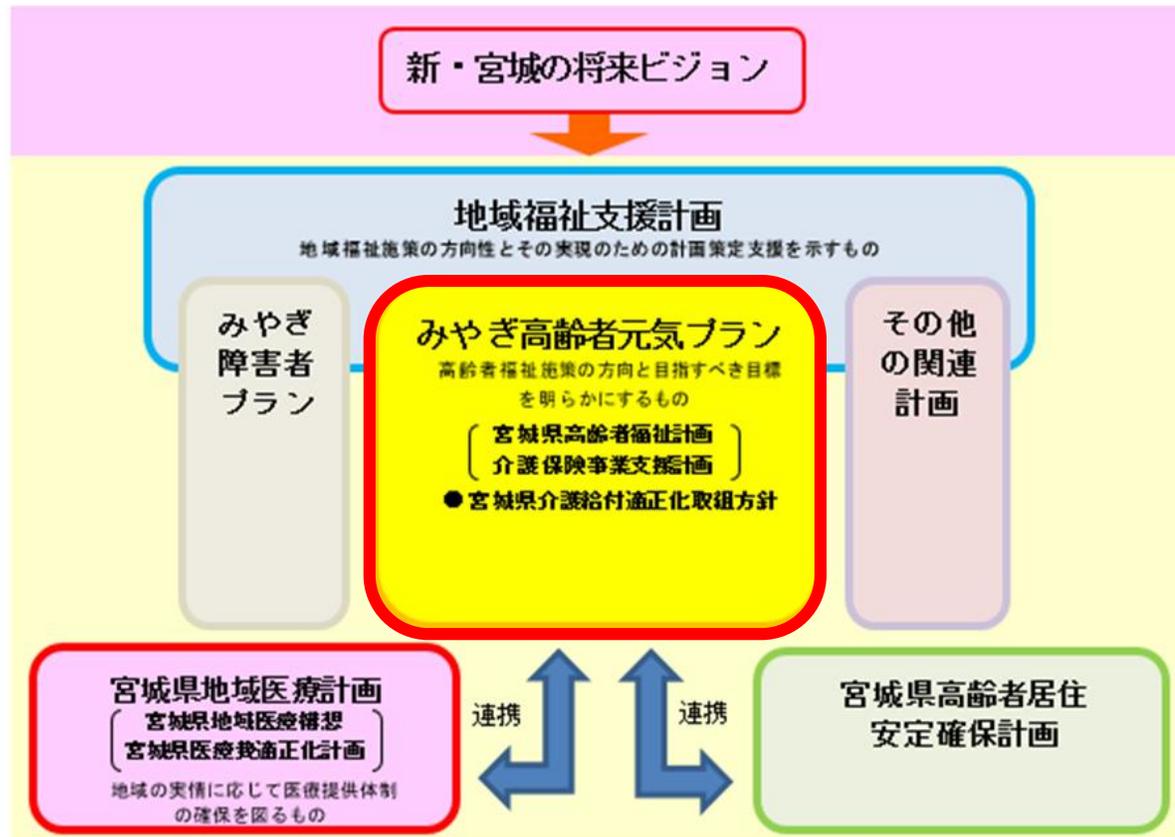


第9期みやぎ高齢者元気プランの構成について

1 みやぎ高齢者元気プランの位置付け

県の高齢者福祉施策の基本的指針となる「宮城県高齢者福祉計画」（根拠法令：老人福祉法第20条の9）と、県内市町村の介護保険事業の運営を支援するための計画である「介護保険事業支援計画」（根拠法令：介護保険法第118条）とを一体的に定めるものです。

策定に当たっては、県政運営の基本的な指針である「新・宮城の将来ビジョン」の下、「地域福祉支援計画」や関係する各分野の個別計画との調和を図るとともに、効率的で質の高い医療提供体制と地域包括ケアシステムの構築を一体的に進めていくため、「宮城県地域医療計画」と連携し整合性を図っています。



2 計画期間

R3 年度 (2021)	R4 年度 (2022)	R5 年度 (2023)	R6 年度 (2024)	R7 年度 (2025)	R8 年度 (2026)	R9 年度 (2027)	R10 年度 (2028)	R11 年度 (2029)
第 8 期			第 9 期			第 10 期		

3 策定方針

第 9 期プランは、基本的に第 3 期から第 8 期プランの方向性を継承しつつ、国の施策動向を踏まえ、団塊の世代が 75 歳以上となる令和 7（2025）年、さらには団塊ジュニア世代が 65 歳以上となり高齢者人口がピークを迎えるとともに生産年齢人口も急減する令和 22（2040）年を見据え、これまで以上に中長期的な視点に立ち、地域の実情に合わせた地域包括ケアシステムの深化・推進を図るとともに、それらを支える介護人材の確保・養成・定着を支援するための施策の整理・新規拡充を行う計画として作成します。

4 基本理念

第8期までの基本理念を継承します（第1期から不変）

高齢者が地域で自分らしい生活を安心して送れる社会
～高齢者が、今まで暮らしてきた家庭や地域の中で、自立と社会参加が保障され、
みんなで支え合いながら、安心して生活できる社会を目指します～

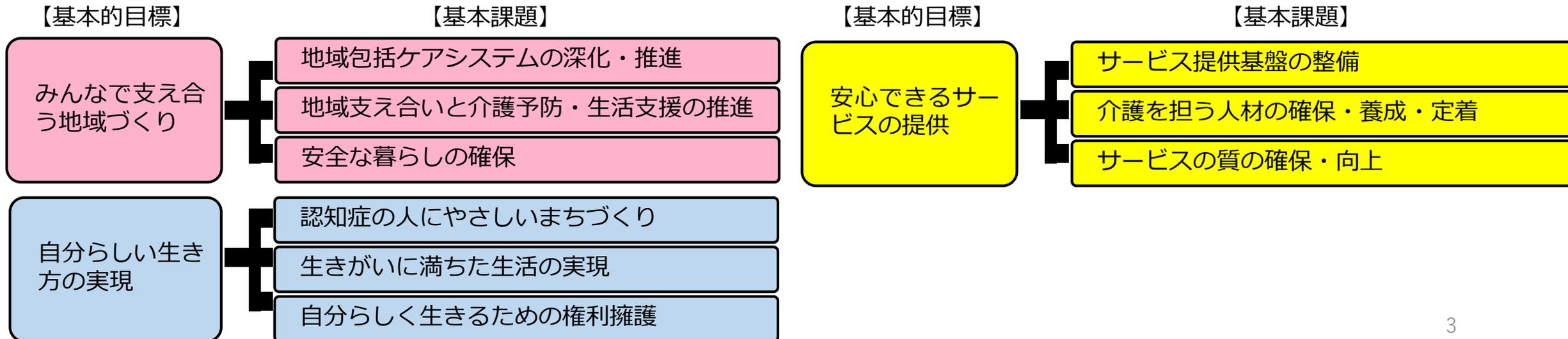
（3つのポイント）

地域で
ネットワーク

自分らしさの
保障

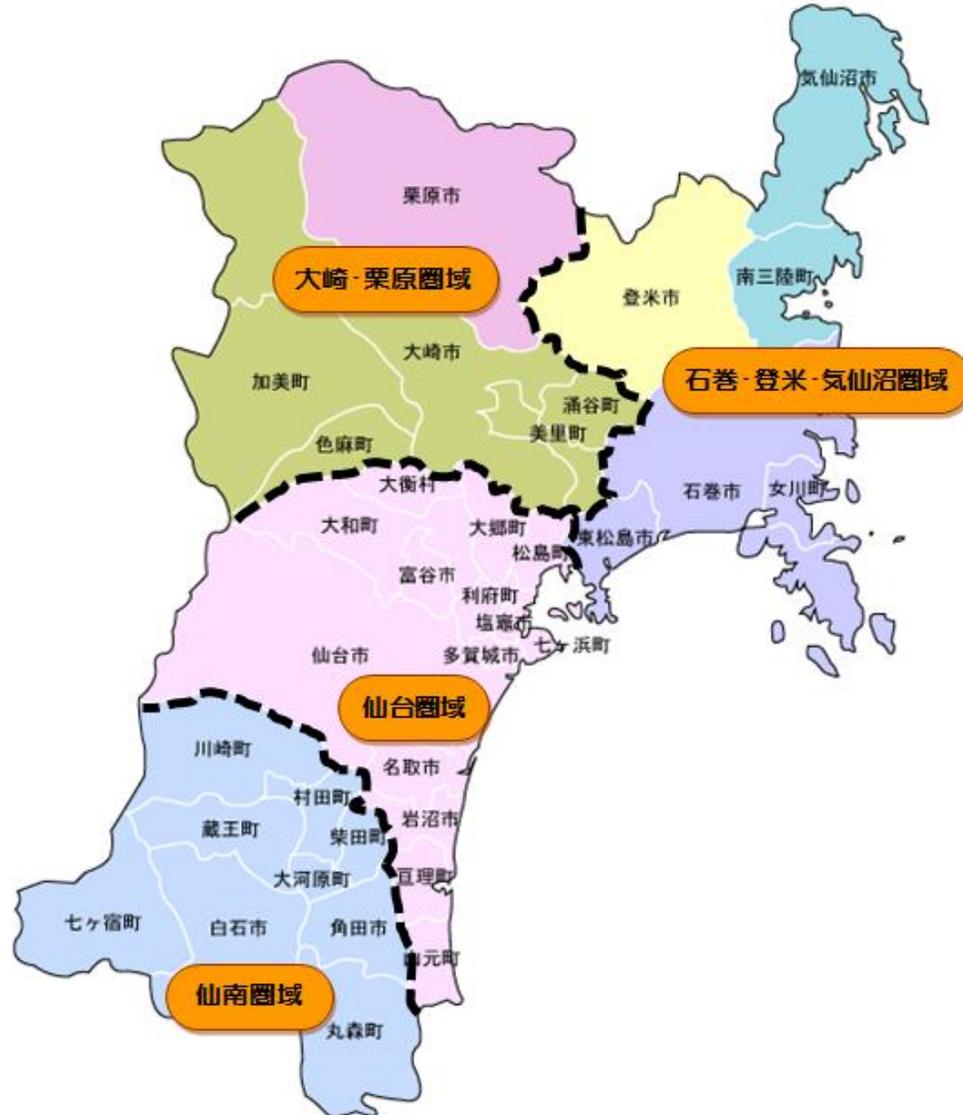
安心は
システムで

5 基本的目標と基本課題



6 高齢者福祉圏域

第9期みやぎ高齢者元気プランでは、医療計画と介護保険事業支援計画との整合性を確保するため、高齢者福祉圏域は第8期プランと同様、二次医療圏と同じ4圏域とします。



1 仙南圏域（2市7町）

白石市，角田市，蔵王町，七ヶ宿町，大河原町，村田町，柴田町，川崎町，丸森町

2 仙台圏域（6市7町1村）

仙台市，塩竈市，名取市，多賀城市，岩沼市，富谷市，亘理町，山元町，松島町，七ヶ浜町，利府町，大和町，大郷町，大衡村

3 大崎・栗原圏域（2市4町）

大崎市，栗原市，色麻町，加美町，涌谷町，美里町

4 石巻・登米・気仙沼圏域（4市2町）

石巻市，東松島市，登米市，気仙沼市，女川町，南三陸町